

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 別に厚生労働大臣が定める先進医療の利用料</p> <p>[略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>315点</u>（3歳未満の乳幼児に行った場合にあつては<u>520点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、541点）、3歳以上6歳未満の幼児に行った場合にあつては<u>390点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の108を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(27) [略]</p> <p><u>(28) 文書料</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>診療録の開示文書の写し</u></p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（<u>病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるもの</u>において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 岩手県立中央病院、岩手県立胆沢病院、岩手県立中部病院及び岩手県立磐井病院</u> 2,160円（消費税等が課され</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 別に厚生労働大臣が定める先進医療及び患者申出療養の利用料</p> <p>[略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>317点</u>（3歳未満の乳幼児に行った場合にあつては<u>522点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、541点）、3歳以上6歳未満の幼児に行った場合にあつては<u>392点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の108を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(27) [略]</p> <p><u>(28) 診療記録開示手数料</u> 1件につき 216点</p> <p><u>(29) 文書料</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>診療記録の写し</u></p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（<u>一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 一般病床が500床以上の地域医療支援病院（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）</u></p>

<p><u>ないものにあつては、2,000円)</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる病院以外の病院 1,400円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>1,300円</u>)</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>病院から遠隔地に居住し、医師が病院の近隣で待機が必要と認められた妊婦が利用する宿泊施設の利用料の額は、1泊につき1,080円とする。</u></p> <p>7・8 [略]</p>	<p><u>ア 医師である保険医による初診の場合 5,400円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>5,000円</u>)</p> <p><u>イ 歯科医師である保険医による初診の場合 3,240円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>3,000円</u>)</p> <p>(2) <u>一般病床が500床未満の地域医療支援病院 3,240円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>3,000円</u>)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる病院以外の病院 2,160円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>2,000円</u>)</p> <p>3 <u>再診時負担額 (一般病床数が500床以上の地域医療支援病院において行う再診 (他の病院 (一般病床数が500床未満のものに限る。)) 又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。) 時において負担すべき料金をいう。) の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>医師である保険医による再診の場合 2,700円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>2,500円</u>)</p> <p>(2) <u>歯科医師である保険医による再診の場合 1,620円</u> (消費税等が課されないものにあつては、<u>1,500円</u>)</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7・8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県立病院等利用料規則第2条第1項第28号の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく診療記録の開示に係る利用料について適用し、同日前にされた申請に基づく診療記録の開示に係る利用料については、なお従前の例による。